鎌倉市立小坂小学校
いじめ防止基本方針

令和４年９月改定

鎌倉市立小坂小学校

【はじめに】

平成25 年９月に「いじめ防止対策推進法」(平成25 年法律第71 号。以下、「法」という。)が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、第12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定された。

法の施行から４年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）及び、神奈川県の「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下、「県の基本方針」という。）、鎌倉市の「鎌倉市いじめ防止基本方針」（以下、「市の基本方針」という。）が改定された。

これを受けて、本校においてもいじめ防止基本方針を改定することとする。

【小坂小学校　学校教育目標】

「社会の変化に主体的に対応し、人間性豊かで、

たくましく生きる子どもの育成を図る」

◎めざす子ども像「かしこく、やさしく、たくましく」

(1) 学んだことを生かし、考え、実践する子
(2) 明るく、思いやりのある子
(3) 粘り強く、たくましい子

Ⅰ基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条）

【いじめに対する基本認識】

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次の視点を持って問題に向き合うことが必要となると考える。

●いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
●いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
●いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
●いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

【いじめ対策の基本理念】

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つだが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要である。その上で、家庭・学校・地域社会がいじめを根絶し、児童が安心して学び生活できることを目指すための理念として、次の５つを掲げる。

●いじめは、人間として決して許されない行為であり、全ての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他全ての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
●いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心を育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
●いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるように見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まな

ければならない。

●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。

●いじめは、子どもの所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通い合う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりをすすめていかなければならない。

【いじめの防止等に関して】

（１） いじめの未然防止について

○いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童の発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶこころ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要と考えています。また、いじめに関する正しい認識を児童に持たせることも重視します。

○児童一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。

○学校は「特別の教科道徳」（以下「道徳科」）の時間などを通して、児童が主体的にいじめの問題に取り組めるよう、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童がいじめ問題について自ら考える機会を設けます。

○児童が大人たちに悩みなどを打ち明けることができる関係づくりを進めます。
また、いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育んでいきます。

○児童が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとふれあう機会を充実させるよう働きかけ、さらに大人たちへ児童の育ちに関心を持ってもらえるように促します。

（２） いじめの早期発見について

○いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけます。

○いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童の表情や態度のわずかな変化も見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ります。

○学校は、児童の学校生活に関して、様々な場面から情報を収集し、校内で気になるサインを見つけたときには、小さなことでも教職員同士が声を掛け合い、チームで実態の把握に努めます。

○学校は、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。なお、いじめられていても、いじめを受けた児童が訴

えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握していきます。

○学校は、定期的にアンケート調査や個人面談等をして、常に児童の状況を把握するとともに、児童の困った時に相談しやすい仕組や環境、雰囲気づくりに努め、児童からの相談に真摯に対応していきます。

＜定期的な調査方法＞

① 児童対象いじめ等のアンケート調査　年３回（７月、12 月、３月）

② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による、児童からの生活や学習に関する相談・面談期間を設ける。

○児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。

① スクールカウンセラーの活用

② いじめ相談窓口の設置と周知

③ 相談箱の活用

（３） いじめへの早期対応のための取組のための取組

○学校は、在籍する児童がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童への支援・指導を迅速かつ適切に行います。

○いじめには、チームで組織的に対応することが基本になります。学校においては校長、教頭、学級担任、児童指導担当職員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、担任等が孤立したり、一人で情報を抱え込んでしまったりする等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていきます。

○いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

○いじめは多くの児童に関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握し、早期対応や早期解決するために、連絡・報告・相談・記録を重視して解決を目指します。

○暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応で解決を目指します。

（４）いじめの解消について

○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童と保護者に対していじめを繰り返さず、学校生活を営ませるために助言や支援を行います。

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている

必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、　いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市長又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校は、いじめが解消している状態と判断して場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通していじめの再発を防ぎます。

（５）家庭との連携について

○子どもたち一人ひとりに発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶこころ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭における日頃からの協力が必要となります。

○いじめ事案の対応にあたって、学校は、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下、問題がよりよい解決に向かうよう指導を進めます。また、家庭でもいじめの解消に向けて、学校との協力に努める必要があります。

○いじめを行った児童および保護者に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行います。

（６）関係機関との連携について

○いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、カウンセリング等医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあります。

○犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する場合もあります。

○日頃から、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校・市教育委員会においては、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築します。

（７）地域との連携について

○いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースもあるという認識で指導にあたります。

○いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認めてもらうことも重要です。

○ 学校関係者、ＰＴＡ、地域の関係団体等が連携して、地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。その際に、学校いじめ防止基本方針や指導計画等を積極的に情報発信していきます。

Ⅱ　本校が取り組んでいく具体的取組み

法第 12 条では、地方公共団体に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることを求めている。

そこで、鎌倉市では、国や県が策定した「いじめ防止基本方針」を参酌し、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組みや、かまくら教育プラン、鎌倉市教育大綱等を踏まえ、市の基本方針を策定した。これを受けて本校では、次の通り取組みを進めていく。

１．本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

本校職員は、いじめの問題に取り組むにあたり、いじめにはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて適切に取り組みます。

また、いじめの問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

２．本校のいじめの防止等に関する具体的な取組み

（１）学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条）

法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針又は県、市の基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等についての取組内容等を定めます。

策定した基本方針をホームページや学校だより等で公開するとともに、児童やその保護者、地域の方々に説明するなどし、共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。

なお、本校においては、策定した「学校いじめ防止基本方針」に則り、次の取組みを進めます。

（２）いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

○ 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。

○ 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを学校全体で推進します。

○ 児童会・生徒会の活動などを通して、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え議論し、行動する機会を設けるよう努めます。

○ 学校は児童に対し、いじめの傍観者とならず、いじめを発見したらいち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。

○ 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。また、日頃から市教育委員会と情報交換等を行い、情報の共有に努めます。
○ 教職員は、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払いながら指導を行います。
○ インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や道徳科、総合的な学習の時間、技術・家庭等の授業で推進します。

（３）いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）
○ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築に努めます。
○ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。
○ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

（４）いじめの解消に向けた措置（法第 23 条関係）
○ 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、あるいは児童がいじめを受けていると思われるときは、直ちにいじめ防止対策委員会等の会議を開催し、情報を共有します。また、いじめの事実が認められた場合は、速やかに、市教育委員会に報告し、解消に向けた指導を行います。
○ 教職員は、学校の定めた方針に沿って、指導を行うと共に、いじめに係る情報を適切に記録します。
○ いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
○ いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
○ いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた児童及び、いじめを行った児童には、日常的に注意を向け、再発防止に努めます。
○ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
○ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携のもとで取り組みます。

（５）家庭との連携(法第 17 条関係)

○ 児童がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口を周知します。

○ いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

○ 家庭での児童の様子を見つめるために気をつけるポイントを周知する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。

○ 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うとともに、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

（６）関係機関との連携(法第 17 条関係)

○ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。

○ インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話教室や講演会の設定等、必要な情報提供・啓発活動を行います。

○ いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

（７）地域との連携(法第 17 条関係)

○ 保護者や地域住民と学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

○ 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、父母会、地区委員会と連携し、交流やボランティア活動等、体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やします。

○ 学校評議員会へも、学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めます。

（８）学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

○ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

・いじめの早期発見に関する取組に関すること

・いじめの再発を防止するための取組に関すること

Ⅲ　重大事態への対処

1　いじめの重大事態とは

〇いじめを受けていた児童が生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

・自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、

・金品等に重大な被害を被った場合、

・精神性の疾患を発症した場合等

〇いじめを受けていた児童が、いじめのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（概ね年間 30 日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず重大事態として対応します。）

これらの基準をもとに、原則として学校が重大事態かどうかの判断を行います。

2　具体的な対応

重大事態と判断した場合は、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年３月文部科学省）」により、市長に重大事態の発生について報告するとともに、市教育委員会と連携し当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う等、適正に対応します。

なお、児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に調査等に当たります。

（１）重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会を通じて市長に報告します。

（２）事実関係を明確にするための調査

市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査に着手します。なお、重大事態の調査は、市教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

調査については、「いじめ防止等対策委員会」の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性･中立性を確保するよう努めます。

調査終了後、調査内容を鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。

なお、次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合

・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

（３）いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

（４）調査結果の報告

いじめの重大事態について実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、総合教育会議の中で市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることが可能なことを、いじめを受けた児童又はその保護者に予め、伝えておきます。

（５）調査結果の公表

いじめ重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響などを総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行うこととします。

３　市長による再調査等

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第２項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができるとされています。

本市では、法第 28 条に基づき市教育委員会又は学校が実施した調査について瑕疵があると疑われる客観的事実が認められ、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、再調査のための附属機関において再調査を実施します。

重大事態について実施した再調査の結果については、議会に報告します。

市長及び市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。

Ⅳ　いじめ防止等を推進する体制

1　本校におけるいじめの防止等のための組織

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の協力も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

なお、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えることとします。

【名称】「いじめ防止等対策委員会」

【基本構成員】

校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成

また、対応する事案の内容に応じて学級担任や学年の職員等構成員を追加

【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、学期に１回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行う。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当する。

◇いじめの未然防止として、

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

◇いじめの早期発見・事案対処として、

・児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
・いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
・関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査
・いじめを受けた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や支援・連携・方針の検討
・いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携

◇学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組として、

・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
・いじめに関する実践的な教職員研修の実施
・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する情報提供及び意識啓発
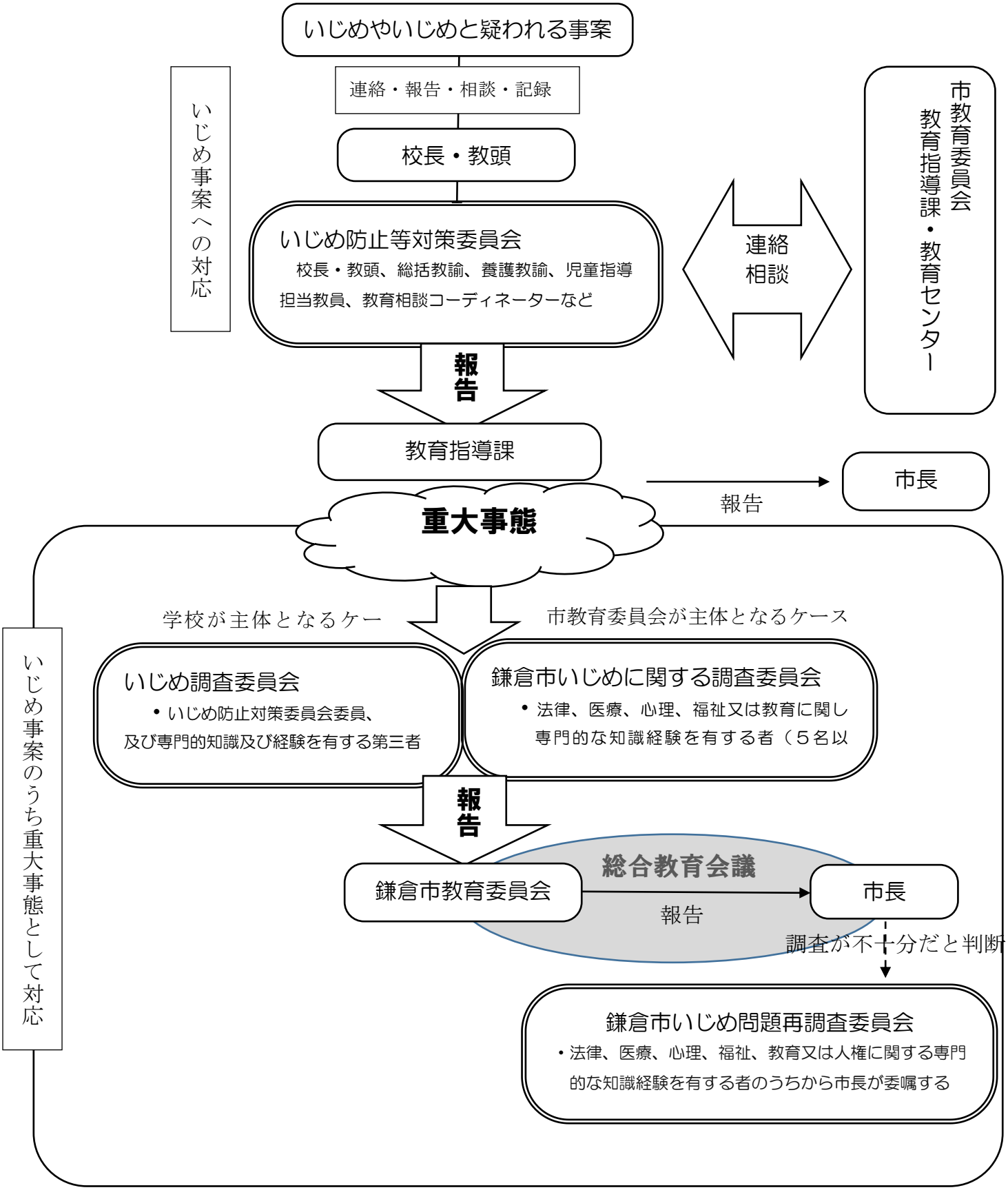
◎　いじめの対応の流れについて